



国民健康保険と 老人保健が変わります

国の医療制度改正に伴い、平成 18 年 10 月 1 日から、医療費の負担割合などが変更されます。

3 人工透析を要する人の自己負担額の変更(70歳未満の人)

10,000円(9月30日まで)
▼
20,000円(10月1日から)

70歳未満の人工透析が必要な国保被保険者で、上位所得者がいる世帯に属する人の1か月の自己負担限度額が変わります。

特定疾病療養受療証をお持ちの方へは、9月中に新しい特定疾病療養受療証を郵送します。

4 療養病床の食費及び居住費負担の変更(70歳以上の人)

食費のみ負担 (9月30日まで)
▼
食費+居住費を負担(10月1日から)

70歳以上の人療養病床に入院した場合の1か月の標準負担額が変わります。

食事及び居住費の月額標準負担額

	現行 (食事のみ)	改正後 (食事・居住費)
上位所得者	24,000円	52,000円
一般	24,000円	52,000円
低所得	20,000円	30,000円
低所得	10,000円	22,000円
低所得		10,000円

低所得者 の区分は、老齢福祉年金受給者が対象です。低所得者 の区分は、老齢福祉年金受給者以外の低所得者 の区分の人が対象です。

難病等(人工呼吸器や四肢麻痺が見られる状態など)の人は現行どおり食費相当分のみ負担となります。

5 出産育児一時金の支給額の変更

300,000円(9月30日までの出産)
▼
350,000円(10月1日以降の出産)

国保の被保険者が出産したとき、世帯主に支給される出産育児一時金の支給額が変わります。

妊娠 84 日以上であれば、死産・流産(この場合、医師の証明が必要)を問わず支給します。ただし、他の健康保険などから出産育児一時金が支給される人(健康保険などの加入期間が1年以上あり、退職後半年以内に出産した場合)には、国保からは支給されない場合があります。

【問い合わせ先】
市国保介護課
0994・31・1162

高額療養資金貸付制度をご利用ください

限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します

70歳以上及び老人保健で医療を受ける人で、世帯主及び世帯全員が住民税非課税の人に限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。病院で減額認定証を提示すれば、食事代が減額され、一部負担金の支払いは世帯ごとの限度額までとなります。

70歳未満の人で1か月の病院等で支払う一部負担金が入院等で高額になり支払いが困難な場合は、自己負担限度額を超える一部負担金を市が病院へ支払う制度があります。申込方法 保険証、印鑑、請求書を持って国保介護課又は各総合支所健康福祉課窓口でお申し込みください。

1 自己負担割合の変更(70歳以上の人)

2割負担(9月30日まで)
▼
3割負担(10月1日から)

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を持っている人及び老人医療受給者証を持っている人で、現在、2割負担の人は3割負担に変わります。

受給者証の発送について

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証をお持ちの方 9月中に3割負担に変更された保険証を郵送します。

老人医療受給者証をお持ちの方 変更後の負担割合が記入された受給者証を、すでに郵送しています。

2 高額療養費の自己負担限度額の変更

70歳未満の人

所得区分	自己負担限度額		
	現行(平成18年9月30日まで)	改正後(平成18年10月1日から)	
住民税課税世帯	上位所得者 注1	139,800円+(医療費-466,000円)×1% (77,700円)	150,000円+(医療費-500,000円)×1% (83,400円)
	上位所得者以外の人	72,300円+(医療費-241,000円)×1% (40,200円)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)
住民税非課税世帯の人	35,400円(24,600円)	35,400円(24,600円)	

() は、過去 12 月以内に 4 回以上該当した場合の 4 回目以降の金額。

注1 70歳未満の上位所得者 総所得金額が 600 万円を超える世帯又は所得の申告がない世帯

70歳以上の人

所得区分	自己負担限度額			
	現行(平成18年9月30日まで)		改正後(平成18年10月1日から)	
	外来 (個人ごとに計算)	入院及び世帯ごとの限度額	外来 (個人ごとに計算)	入院及び世帯ごとの限度額
上位所得者 注2	40,200円	72,300円+(医療費-361,500円)×1% (40,200円)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)
一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者		15,000円		15,000円

() は、過去 12 月以内に 4 回以上該当した場合の 4 回目以降の金額。

注2 70歳以上の上位所得者 同一世帯に課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上の人又は老人保健で医療を受ける人がいる世帯。ただし、年収が複数世帯で 520 万円未満、単身世帯で 383 万円未満の人は、申請すれば一般の区分になります。